

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年1月26日（平成29年（行情）諮問第30号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行情）答申第105号）

事件名：土地収用法の法的効果の発動時期に関する法令等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書10（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、文書1ないし文書9につき、別紙の2に掲げる文書①ないし文書⑨を特定し、行政文書に該当しないとして不開示とし、文書10につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年10月17日付け国広情第271号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 九州地方整備局が平成25年9月6日に特定建設事業の事業認定を行い、その取消処分を要求中であるが、更に認定処分そのものがあらゆる部面において可能であるとの証拠が見つからない。その一環の情報開示請求に対する不開示決定通知の処分に対して審査請求するものである。
- (2) 法9条2項でもって開示しないことの決定通知の理由は、国土交通省六法等に掲載されており、当該文書は、法2条2項1号に規定する「官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当し、行政文書には当たらないと認められるために、不開示とした。疑問点；官報や白書は販売されるにしても、ほとんど市民は購入しない。次に行政が出す官報や白書に、例えば被収用者の存在があるときに正当な補償等の定義が記載されているのですか？認定を行った庁としての責任上、そして土地収用法の所管庁としての責務として、せめて購入可能な図書名及び出版時期でも開示すべき

です。判例等は、逐条解説には例を挙げており、立派な保存行政文書と考えます。適合判例があれば開示すべきです。

- (3) 当方の開示請求の内容を要約すれば、①憲法の各条文との整合性は充分か否か、②事業認定の為の定義や内容の適切か否か、③手続保留の制度が適切か否かを論点としている。これに対して総合政策局総務課土地収用管理室の主張は、土地収用法の条項を文書1から文書9まで対応・明示しているだけである。(救済処置でしょうか?)

憲法の各条文との整合性につき補足説明させて下さい。「憲法とは、すべての国民(議会、行政、企業等も含めて)の現在から将来にかけての行動規範・理念であり続けるのです。(文法的にもそうである。)この事の意味は、憲法が法律(土地収用法)を羈束し、逆に法律の嚆矢は憲法であること。この事は、憲法で規定した人権条項、その他等に違反することが明確に予見できるのであれば、土地収用法での認定や収用手続き等は無効であると言える。」

- (4) 当方の開示請求を、所管庁、土地収用法含めた各種の法律等、各行政機関(認定庁、A県、処分庁、公害等調整委員会、A県の収用委員会等)及び被収用者の構図を別の体系で考えればわかり易い。①所管庁はロボットを運用・管理する司令部、②土地収用法は規定のプログラムを内蔵したロボット、③ロボットの指令で局所的な各行為を行う各行政機関、④各行政機関に物が言えない被収用者の人々 *もう判断ができるでしょう。ロボットに内蔵されたプログラムが、「上記項目の2(3)に示す内容を担保できるものとは?」と問うているのです。*そして、「特定建設事業の為の収用に関連して、各行政機関が行う審理、審査の可能性とその結果の有効性」を問うているのです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書1ないし文書10(本件請求文書)の開示を求めたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、文書1ないし文書9に該当する別紙の2に掲げる文書①ないし文書⑨について、法2条2項の規定する行政文書に該当しないとして不開示とし、文書10に該当する文書について、保有していないとして不開示とする不開示決定(原処分)を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分の取消しを求めて審査請求を申し立てたものである。

2 土地収用法に基づく事業の認定に係る事務について

土地収用法に基づく事業の認定は、申請に係る事業について、起業者の能力、起業地及び事業計画等を検討し、当該事業が高い公益性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該

事業のために土地等を収用する必要があることを事業認定庁が認定する（事業の認定の要件につき、土地収用法20条各号参照）ものであり、事業の認定がなされると、当該事業について、起業者に土地等の収用権が付与されることとなる。

事業認定庁が事業の認定に関する処分を行おうとするときは、起業地が所在する市町村の長及び都道府県知事に対して事業認定申請書等の写しを送付し、市町村長がこれらの書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から2週間その書類を公衆の縦覧に供することとされている（土地収用法24条）。

縦覧期間内に、当該事業の認定について利害関係を有する者は、公聴会を開催すべき旨の請求をすること及び意見書を提出することができ、事業認定庁は、公聴会を開催すべき旨の請求があったとき等には、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない（土地収用法23条）とともに、意見書が提出された場合は、その内容が事業認定庁が行おうとしている事業の認定に関する処分と相反するものであるときは、あらかじめ社会資本整備審議会等の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない（同法25条の2）ことなどとされている。

これらの手続を経た上で、土地収用法20条各号の要件を全て充足すると認めるときは、事業認定庁は、事業の認定を行うことができる。

なお、A県及びB市が起業者である「特定建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）については、九州地方整備局長が、平成25年9月6日に事業の認定を行っている。

3 土地収用法に基づく収用又は使用の裁決に係る事務について

収用委員会は、土地収用法に基づく権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に設置され（土地収用法51条1項）、独立してその職権を行う（同条2項）行政委員会である。起業者は、事業の認定の告示があった日から1年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会（本件においては、A県収用委員会。）に収用又は使用の裁決を申請することができる（同法39条1項）。

収用委員会は、裁決申請書等を受理したときは、市町村長に当該市町村に関係がある部分の写しを送付するとともに、土地所有者等に裁決申請があった旨の通知をしなければならない。裁決申請書等の送付を受けた市町村長は、裁決申請があった旨及び収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目を公告し、公告の日から2週間その書類を縦覧に供することとされている（土地収用法42条）。土地所有者等は、原則として縦覧期間内に限り、収用委員会に対して意見書を提出することができる（同法43条1項）。収用委員会は、裁決の申請があったときは、裁決申請書

等の縦覧期間の経過後、遅滞なく、裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、登記所に裁決手続開始の登記を嘱託しなければならない（同法45条の2）とともに、審理を開始しなければならない（同法46条1項）とされている。

収用又は使用の裁決のうち、権利取得裁決においては、収用又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償並びに権利を取得し、又は消滅させる時期等について裁決し（土地収用法48条1項）、明渡し裁決においては、その他の損失の補償、土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限等について裁決する（同法49条1項）。

権利取得裁決があると、起業者は、権利取得の時期までに権利取得裁決に係る補償金の払渡し等をしなければならない（土地収用法95条1項）、土地を収用するときは、権利取得の時期において、起業者は、当該土地の所有権を取得し、一部の例外を除いて当該土地に関する借地権等の権利、仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、差押え、仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失うこととなる（同法101条1項）。また、明渡し裁決があると、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない（同法102条）ことなどとされている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

原処分の妥当性について、以下のとおり検討する。

(1) 原処分に至る経緯について

処分庁において本件開示請求書を受け付け、その内容を見分した結果、当該請求書に記載の主な趣旨は、本件事業の事業認定に関連して、「法律条項、政令条項、省令条項、判例、文献その他」により、土地収用法における用語の定義等についての国土交通本省としての見解を示すことを求めるものなどであると認められた。情報公開制度の趣旨は、行政機関が作成・保有している既存の行政文書を公開するものであり、審査請求人の要求に応じて新規の文書を作成したり、行政文書に該当しない一般に公開されている法令の条文等を開示したりするものではないことから、審査請求人に対し、本件開示請求の記載内容は、法の趣旨に適さない旨説明した上で、請求内容の補正を試みたが、審査請求人はあくまで請求を維持し何らかの処分を求めるとの意向であったことから、処分庁は、本件開示請求を受け付け、別紙の1に掲げる文書1ないし文書10の内容に分類した上で、原処分に至ったものである。

(2) 文書1ないし9の行政文書該当性について

原処分は、文書1ないし文書9については、可能な限り本件開示請求の記載内容を尊重し、以下アないしケに述べる検討を行った結果、保有

する文書の中では請求内容に係る法令の各規定が審査請求人の趣旨に適うものであると判断したが、一般に法令は、公布の手續が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られており、また、法令の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が可能であることから、情報公開制度の対象とはならないものと解されたため、法2条2項1号に規定する「官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当し、行政文書には当たらないとして、不開示としたものである。

ア 文書1について

「土地収用法が発動できる時期はいつからなのか？それを担保できる法令等で示してください。」等の記載から、審査請求人は同法に規定する事業の認定等に関する法的効果の発生時期に関する法令等を求めていると認められたため、該当するものは同法における事業の認定の申請及び事業の認定の要件に関する規定である土地収用法16条及び20条であると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨に適う特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

イ 文書2について

「収用という言葉の定義を具体的に示す資料を法令等で開示ください。」等の記載から、審査請求人は「収用」の定義を示す法令等を求めていると認められたため、該当するものは公共の利益となる事業に必要である等の場合に土地収用法に基づき収用等を行うことができる権利に関する規定である土地収用法2条、5条及び6条であると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨に適う特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

ウ 文書3について

「住居、建物、立木等の不動産は土地収用法では物件（土地に定着した物件）と明確に定義（同法2条）しております。（中略）物件として定義できる資料（憲法を含む法令等での条項）を求めます。」等の記載から、審査請求人は「物件」の定義を示す法令等を求めていると認められたため、該当するものは同法における物件に関する規定である土地収用法5条2項及び6条であると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨に適う特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

エ 文書4について

「憲法（29条）にも明記され、かつ逐条解説（下巻頁5）にても議論されている「正当な補償」の意味や定義などを、物件だけでなく権利も含めて、法令等での資料にて開示ください。」等の記載から、審査請求人は「正当な補償」の定義等を示す法令等を求めていると認められたため、該当するものは土地収用法における補償に関する規定である土地収用法68条ないし94条並びに同法88条の2の細目等を定める政令があたると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨に適う特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

オ 文書5について

「憲法上の「公共の福祉」と土地収用法3条の「公共の利益」の各々の定義から違いが理解できる法令等の資料を開示ください。」等の記載から、審査請求人は憲法における「公共の福祉」と同法における「公共の利益」の定義の違いを示す法令等を求めていると認められたため、該当するものは同法において収用等を行うことができる公共の利益となる事業が具体的に列挙された規定である同法3条であると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨に適う特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

カ 文書6について

「収用により特別の犠牲をこうむる被収用者に対して、これらの受益者の負担において、その損失を補償することが公平である」との書籍の引用、「特定建設により収用（財産の強制取得）される被収用者の人々が「公平な負担」を負わされる義務が存在する法令等からの根拠資料を開示ください。」、「受益者（が存在するとA県の言葉から）B市市民とC町町民の一部である。彼らが負担するのですか」等の記載から、審査請求人は被収用者の損失に関する補償を公平の観点から受益者（受益者の存する自治体等）が負担することとされていることを示す法令等を求めていると認められたため、該当するものは土地収用法に基づき土地の収用を行う場合の補償の義務を負う者に関する規定である土地収用法68条であると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨にかなう特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

キ 文書7

「環境に関する規定の条項が土地収用法には存在しなくても、収用が成り立つための理由がわかる資料を法令等から開示ください。」等の記載から、審査請求人は環境に関する規定がないにもかかわらず、環境の観点も考慮して、事業の認定の可否を判断することが許される

ことの根拠となる法令等を求めていると認められたため、該当するものは同法における事業の認定の要件のうち事業により得られる公共の利益と失われる利益の比較衡量等の判断に関する規定である土地収用法20条3号であると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨に適う特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

ク 文書8

「憲法の22条1項「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転および職業の選択の自由を有する。」が侵害されないことを、土地収用法の条項その他法令の条項を開示ください。」等の記載から、審査請求人は土地収用法が憲法上の居住・移転等の自由を侵害しないことを示す法令等を求めていると認められたため、該当するものは同法における公共の利益の増進と私有財産との調整を図る旨が定められた規定である土地収用法1条であると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨に適う特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

ケ 文書9

「手続の保留の制度（土地収用法31条）そのものが財産権の侵害がないことの、特定建設事業の例で、法令等での資料を開示ください。」等の記載から、審査請求人は同条に規定する手続の保留が財産権を侵害しないことを示す根拠を求めていると認められたため、該当するものは同法における手続の保留に関する規定である同法31条ないし34条の6であると判断したが、当該法令は行政文書にあらず、法令の条文のほかに請求の趣旨に適う特段の文書を作成していないことから、行政文書に該当しないとして不開示とした。

なお、処分庁は、上記理由により文書1ないし文書9に該当する文書①ないし文書⑨については行政文書に該当しないとして不開示としたものの、審査請求人の意向を汲み取り、参考資料として「用地補償実務六法（平成29年版）」の土地収用法関連ページを複写した上で、審査請求人に対し、文書①ないし文書⑨に対応する該当条文を教示したものを送付している。

(3) 文書10の不存在の妥当性について

「裁決書では「土地に対する損失補償金をもって同等の代替農地を取得することにより、農業が継続できることから、本件土地の収用に伴い農業の継続が通常不能となることは認められず、また農業の一部を通常一時中止する必要性及び農業の規模を通常縮小する必要性も認められない。」としている。このことを担保できる法令等や補償を定義した補償

基準要綱（土地収用法 88 条の 2）等での資料を開示下さい。」等の記載から、審査請求人は、A 県収用委員会による裁決の前提となった事実認定や法令等の適用の判断に関する資料を求めているものと判断したが、収用委員会は、同法に基づく権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に設置されているものであり（同法 51 条 1 項）、独立してその職権を行う（同条 2 項）とされていることから、A 県収用委員会の行った裁決の判断に関する資料は国土交通省において保有しておらず不存在的のため、不開示とした。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上の理由により、文書①ないし文書⑨については行政文書に該当しないとし、文書 10 については保有しておらず不存在的として、不開示決定した原処分は妥当であると考えます。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 29 年 1 月 26 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 4 月 10 日 | 審議 |
| ④ 同年 6 月 5 日 | 審議 |
| ⑤ 同月 20 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる文書 1 ないし文書 10（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の 2 に掲げる文書①ないし文書⑨は、土地収用法及びその他の政令の条文であるため、法 2 条 2 項に規定する行政文書に該当しないとして不開示とし、文書 10 に該当する文書を保有していないとして不開示とする不開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、(i) 文書①ないし文書⑨の外にも、文書 1 ないし文書 9 に該当する文書が存在しているはずであり、また、法 2 条 2 項に該当する文書であっても、何らかの情報を開示すべきである、(ii) 文書 10 に該当する文書も存在しているはずであると主張していると解されることから、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、これらの観点から原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 文書 1 ないし文書 9 について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、文書①ないし文書⑨の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね、以下のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求書の記載をみると、開示を求める文書に対する審査請求人の説明は長文であるところ、処分庁においてその請求内容を精査した結果、本件開示請求は、九州地方整備局長が平成25年9月に事業認定を行った本件事業に関連して、特定の文書の開示を求めるものというよりも、「法律条項、政令条項、省令条項、判例、文献その他」により、土地収用法における用語の定義等についての国土交通本省としての見解を示すことを求めるものであると判断した。

(イ) このため、審査請求人に対し、本件開示請求の記載内容は、法の趣旨に適さない旨説明した上で請求内容の補正を試みたが、審査請求人はあくまで請求を維持し何らかの処分を求めるとの意向であったことから、まず、処分庁は、本件請求文書は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書10に分類できると判断した。

その上で、別紙の2に掲げる文書①ないし文書⑨が文書1ないし文書9に該当するものと判断したが、文書①ないし文書⑨は法令であるため行政文書に当たらず、不開示としたものである。

(ウ) また、法令の条文以外に、国土交通省が定める通達等や判例も確認したが、審査請求人が求める「土地収用法における用語の定義等についての国土交通本省としての見解を示すもの」に該当するものは見当たらなかった。

なお、審査請求人の意向を汲み取り、参考資料として「用地補償実務六法（平成29年版）」の同法関連ページを複写した上で、審査請求人に対し、文書①ないし文書⑨の条項名を教示したものを送付している。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、土地収用法や土地収用事業に関して国土交通省が定める通達等や保有する判例の提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、審査請求人が開示を求める文書1ないし文書9に該当する文書の存在を認めることができなかった。したがって、国土交通省において、処分庁が特定した文書①ないし文書⑨の外に、文書1ないし文書9に該当する文書を保有しているとは認められない。

また、文書①ないし文書⑨は法令の条文であり、法令は、公布の手続が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られており、法令の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が可能であることから、

法2条2項の行政文書に該当せず、法の行政文書開示請求制度の対象とならないものと解すべきであるから、文書①ないし文書⑨は行政文書に該当せず、不開示を維持すべきであるとする諮問庁の説明は妥当である。

(2) 文書10について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、文書10に該当する文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね、以下のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求書において、以下のような記述が認められることから、審査請求人は、A県収用委員会による裁決の前提となった事実認定や法令等の適用の判断に関する資料(文書10)の開示を求めているものと判断した。

a 裁決書では「土地に対する損失補償金でもって同等の代替農地を取得することにより、農業が継続できることから、本件土地の収用に伴い農業の継続が通常不能となることは認められず、また農業の一部を通常一時中止する必要性及び農業の規模を通常縮小する必要性も認められない。」としている。

b このことを担保できる法令等や補償を定義した補償基準要綱(土地収用法88条の2)等の資料を開示下さい。

(イ) しかし、収用委員会は、土地収用法に基づく権限を行うため、都道府県知事の所轄の下に設置されているものであり(土地収用法51条1項)、独立してその職権を行う(同条2項)とされていることから、A県収用委員会の行った裁決の判断に関する資料は国土交通省において保有しておらず不存在のため、不開示とした。

なお、収用委員会の裁決に対して不服がある場合には国土交通大臣に審査請求をすることができるとされており(土地収用法129条)、審査請求が行われた場合には、一般に、収用委員会の行った裁決に関する資料も国土交通省に送られてくることになるが、本件裁決について審査請求は行われていない。

イ 国土交通省において、文書10に該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記アの説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、国土交通省において、文書10に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、別紙の 1 に掲げる本件請求文書の開示請求に対し、
（Ⅰ）別紙の 2 に掲げる文書①ないし文書⑨を特定し、法 2 条 2 項に規定する行政文書に該当しないとして不開示としたことについては、国土交通省において、文書①ないし文書⑨の外に文書 1 ないし文書 9 の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書①ないし文書⑨を特定したことは妥当であり、また、文書①ないし文書⑨は行政文書に該当しないと認められるので、不開示としたことは妥当であり、（Ⅱ）文書 10 につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、国土交通省において文書 10 を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第 5 部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

土地収用法の本質，運用及び執行に関わる開示請求

文書1 土地収用法の法的効果の発動時期に関する法令等

文書2 「収用」の定義を示す法令等

文書3 「物件」の定義を示す法令等

文書4 「正当な補償」の定義等を示す法令等

文書5 憲法における「公共の福祉」と土地収用法における「公共の利益」の定義の違いを示す法令等

文書6 被収用者の損失に関する補償を公平の観点から受益者（受益者の存する自治体等）が負担することとされていることを示す法令等

文書7 環境に関する規定がないにも関わらず，環境の観点も考慮して，事業の認定の可否を判断することが許されることの根拠となる法令等

文書8 土地収用法が憲法上の居住・移転等の自由を侵害しないことを示す法令等

文書9 土地収用法31条に規定する手続の保留が財産権を侵害しないことを示す根拠

文書10 「特定建設工事並びにこれに伴う県道，町道及び農業用道路付替工事」に係るA県収用委員会の裁決の判断に関する資料

2 上記1の各請求文書に該当すると判断したもの

文書① 土地収用法16条及び20条

文書② 土地収用法2条，5条及び6条

文書③ 土地収用法5条2項及び6条

文書④ 土地収用法68条ないし80条，80条の2，81条ないし88条，88条の2，89条，90条，90条の2ないし90条の4，91条ないし94条及び土地収用法88条の2の細目等を定める政令1条ないし26条

文書⑤ 土地収用法3条

文書⑥ 土地収用法68条

文書⑦ 土地収用法20条

文書⑧ 土地収用法1条

文書⑨ 土地収用法31条ないし34条及び34条の2ないし34条の6